

石川県公報

平成26年4月25日

第12691号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○包括外部監査契約の締結	(行政経営課) 1	○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(健康推進課) 5
○歳入の徴収事務の委託	(消防保安課) 1	○土地改良区の役員退任公告	(農業基盤課) 5
○救急病院の認定	(地域医療推進室) 2	○土地改良区の役員就任公告	(同) 6
○救急診療所の認定	(同) 2	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告	(同) 6
○平成26年度地籍調査事業計画の決定	(農業基盤課) 2	○都市計画の決定に係る図書写しの縦覧公告	(都市計画課) 7
○歳入の徴収事務の委託	(公園緑地課) 3	○都市計画の変更に係る図書写しの縦覧公告	(同) 7
○都市計画の変更	(都市計画課) 3		
○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 3		
○県道の区域の変更	(同) 4		
○一般国道の共用の開始	(同) 4		
○県道の供用の開始	(同) 4		
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7

告 示

石川県告示第181号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。
平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成26年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
早川 晃治
金沢市大浦町ル57番地3
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、必要に応じ概算払をすることができる。

石川県告示第182号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。
平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
高压ガス製造保安責任者免状交付手数料、 高压ガス製造保安責任者免状再交付手数料、 高压ガス販売主任者免状交付手数料、高压 ガス販売主任者免状再交付手数料、液化石 油ガス設備士免状交付手数料、液化石油ガ ス設備士免状再交付手数料及び液化石油ガ ス設備士免状書換え手数料の徴収事務	東京都港区虎ノ門四 丁目3番13号	高压ガス保安協会	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

石川県告示第183号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
独立行政法人地域医療 機能推進機構金沢病院	金沢市沖町ハの部15	平成26年4月1日	平成29年3月31日

石川県告示第184号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
高田整形外科内科医院	金沢市下新町6番36号	平成26年4月15日	平成29年4月14日

石川県告示第185号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
金 沢 市	崎浦第4地区	平成26年4月25日から 平成27年3月31日まで
七 尾 市	つつじが浜地区	〃
小 松 市	蛭川町地区及び符津町地区	〃
加 賀 市	栢野IV地区	〃
か ほ く 市	余地地区	〃
白 山 市	湊1地区、湊2地区、湊3地区、熱野地区、熱野新地区、道法寺 I地区及び野地・相滝I地区	〃
津 幡 町	中条南部地区IX及び井上・中条北部地区VI	〃

志 賀 町	稗造地区(V)、稗造地区(VI)、東増穂地区(V)、東増穂地区(VI)及び西増穂地区(I)	〃
宝 達 志 水 町	子浦Ⅲ地区	〃
中 能 登 町	能登部Ⅲ地区、水白Ⅰ地区、水白Ⅱ地区及び良川Ⅷ地区	〃

石川県告示第186号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
兼六園の入園料の徴収事務	金沢市松島1丁目41番地	北陸総合警備保障株式会社	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓等の入館料及び物品販売代金の徴収事務	金沢市寺町1丁目33番19号	株式会社アドバンス社	〃

石川県告示第187号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	都 市 計 画 を 変 更 し た 土 地 の 区 域	縦 覧 場 所
かほく都市計画道路 3・4・1号内日角中沼線(旧3・3・1号内日角木津線及び旧3・4・1号七尾金沢線)	かほく市内日角、宇野気、白尾、外日角、秋浜、浜北、遠塚、松浜、木津、高松、長柄町、学園台及び中沼の各一部	石川県土木部都市計画課及びかほく市産業建設部都市建設課

石川県告示第188号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年4月25日から同年5月13日まで縦覧に供する。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域				関 係 図 面 の 縦 覧 場 所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
249号	下記区間を道路区域から除外する。				珠 洲 土 木 事 務 所 維 持 管 理 課
	珠洲市馬縹町ニ字5番7地先から 珠洲市馬縹町ニ字5番7地先まで		0.00~5.44	24.1	
〃	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	珠洲市馬縹町式字109番1地先から 珠洲市馬縹町式字107番1地先まで		5.63~24.24	55.3	
〃	珠洲市馬縹町ニ字5番7地先から 珠洲市馬縹町壺字47番地先まで 及び 珠洲市馬縹町ニ字4番3地先から 珠洲市馬縹町壺字47番地先まで	旧	8.14~43.37	1,157.4	〃
			及び 10.25~108.0	及び 1,720.0	

	珠洲市馬縹町二字4番3地先から 珠洲市馬縹町老字47番地先まで	新	10.25~108.0	1,720.0	
"	七尾市白浜町参参1番1地先から 七尾市白浜町参参1番1地先まで	旧	15.59~23.91	70.1	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	20.40~24.06	70.1	
"	羽咋郡志賀町高浜町ケ1番29地先から 羽咋郡志賀町高浜町ケ79地先まで	旧	9.65~15.59	134.2	羽咋土木 事務所 維持管理課
		新	12.42~17.14	134.2	

石川県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年4月25日から同年5月14日まで縦覧に供する。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
田鶴浜堀松線	七尾市白浜町参参1番1地先から 七尾市白浜町参参13番1地先まで	旧	8.81~48.65	141.3	中能登土木 総合事務所 維持管理課
		新	13.28~73.54	141.3	

石川県告示第190号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年4月25日から同年5月14日まで縦覧に供する。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
249号	珠洲市馬縹町老字47番地先から 珠洲市馬縹町老字47番地先まで	平成26年4月27日	珠洲土木 事務所 維持管理課
"	珠洲市馬縹町二字4番3地先から 珠洲市馬縹町老字44番1地先まで	"	"
"	七尾市白浜町参参1番1地先から 七尾市白浜町参参1番1地先まで	平成26年4月25日	中能登土木 総合事務所 維持管理課
"	羽咋郡志賀町高浜町ケ1番29地先から 羽咋郡志賀町高浜町ケ79地先まで	"	羽咋土木 事務所 維持管理課

石川県告示第191号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成26年4月25日から同年5月14日まで縦覧に供する。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
田鶴浜堀松線	七尾市白浜町参参1番1地先から 七尾市白浜町参参13番1地先まで	平成26年4月25日	中能登土木 総合事務所 維持管理課

公 告

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
追 分 久 憲	珠洲市野々江町ニ部1番地1 珠洲市総合病院	平成26年3月31日
寺 本 了 太	〃	〃
清 水 雄 三	〃	〃

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

市之瀬用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	小 畑 正 廣	加賀市山代温泉幸町49番地	平成26年3月28日
〃	堂 下 富 士 夫	〃 保賀町ソ33番地甲	〃
〃	小 滝 幸 雄	〃 山代温泉幸町45番地	〃
〃	中 西 勇 一	〃 中代町ハの117番地	〃
〃	本 谷 宗 栄	〃 加茂町52の151番地	〃
〃	北 村 義 雄	〃 庄町ル41番地の1	〃
〃	森 本 政 一	〃 森町ル13番甲地	〃
監 事	中 嶋 忠 志	〃 山代温泉39の146番地	〃
〃	豊 野 修	〃 山代温泉山背台1丁目28番地	〃
〃	重 谷 栄 治	〃 西島町井92番甲地	〃
〃	酒 井 猛	〃 二子塚町ハの15番地の1	〃

寺津用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	斉 田 雄 幸	金沢市末町18の93番地	平成26年3月31日
〃	村 下 一 郎	〃 辰巳町ト33番地2	〃
〃	村 崎 隆 一	〃 末町19の92番地	〃
〃	作 田 省 一	〃 末町19の1番地1	〃

〃	油 屋 好 樹	〃 上辰巳町4の145番地1	〃
〃	徳 田 雅 美	〃 土清水1丁目356番地	〃
監 事	山 本 晴 作	〃 辰巳町イ43番地1	〃
〃	高 坂 勝 好	〃 上辰巳町4の135番地1	〃
〃	山 下 一	〃 末町7の13番地6	〃

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

市之瀬用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	小 畑 正 廣	加賀市山代温泉幸町49番地	平成26年3月29日
〃	壘 野 修	〃 山代温泉山背台1丁目28番地	〃
〃	近 安 一 次	〃 保賀町ソ2番地	〃
〃	中 西 勇 一	〃 中代町ハの117番地	〃
〃	村 中 善 昭	〃 加茂町52の128番地	〃
〃	北 村 義 雄	〃 庄町ル41番地の1	〃
〃	酒 井 猛	〃 二子塚町ハの15番地の1	〃
監 事	中 嶋 忠 志	〃 山代温泉39の146番地	〃
〃	紋 谷 忠 一	〃 山代温泉17の83番地	〃
〃	重 谷 栄 治	〃 西島町井92番甲地	〃
〃	灰 谷 信 孝	〃 上野町ツ1番地	〃

寺津用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	斉 田 雄 幸	金沢市末町18の93番地	平成26年4月1日
〃	井 村 秀 雄	〃 末町19の34番地	〃
〃	村 崎 隆 一	〃 末町19の92番地	〃
〃	今 村 和 久	〃 辰巳町イ10番地2	〃
〃	高 田 利 雄	〃 上辰巳町口38番地	〃
〃	徳 田 雅 美	〃 土清水1丁目356番地	〃
監 事	長谷田 清 司	〃 上辰巳町4の163番地	〃
〃	川 上 利 之	〃 辰巳町イ24番地2	〃
〃	山 下 一	〃 末町7の13番地6	〃

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成26年4月28日から同年5月29日まで縦覧に供する。

なお、この換地計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において読み替えて準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対し

でのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業	柳田西部地区 （甲地工区）	換地計画書の写し	石川県奥能登農林総合事務所 土地改良部計画課

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、かほく市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
かほく都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及びかほく市産業建設部都市建設課
かほく都市計画特別用途地区	〃
かほく都市計画特定用途制限地域	〃
かほく都市計画地区計画 （かほく市建ぺい率制限地区（高松地域）地区計画、かほく市建ぺい率制限地区（七塚地域）地区計画）	〃
かほく都市計画準防火地域	〃

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、能美市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
能美都市計画地区計画 （浜町・道林町工業団地地区計画）	石川県土木部都市計画課及び能美市産業建設部都市計画課
能美都市計画下水道 （能美市公共下水道（梯川処理区））	〃

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第45号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成26年4月25日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）寺井警察署管内の表に次のように加える。

280	市 道 小長野野田線	能美市小長野町ハ16番地1先	小松市野田町方向から国道8号海側側道を大長野西交差点への右折	車 両	終 日
281	市 道 小杉32号線	能美市小杉町南45番地先	小杉町方向から国道8号山側側道を小杉南交差点への右折	車 両	終 日

282	市道 小杉 32 号線	能美市小杉町南44番地先	小松市一針町方向から国道 8 号山側側道を小杉南交差点への左折	車 両	終 日
283	市道 小杉 33 号線	能美市小杉町南46番地先	小杉町方向から国道 8 号海側側道を小松市能美町方向への左折	車 両	終 日
284	農道	能美市小杉町南20番地先	小松市一針町方向から国道 8 号山側側道を小杉南交差点への左折	車 両	終 日
285	農道	能美市小杉町南49番地 2 先	小杉町方向から国道 8 号海側側道を小松市能美町方向への左折	車 両	終 日
286	市道 小杉 22 号線	能美市小杉町南50番地先	小杉町方向から国道 8 号海側側道を小松市能美町方向への左折	車 両	終 日

別表第18の 2 (駐車可の指定) 金沢東警察署管内の表 2 の項を次のように改める。

2	主要地方道 金沢停車場線	金沢市武蔵町15番 1 号先	約15 メートル	終 日	タクシー	平行駐車
---	-----------------	----------------	-------------	-----	------	------